

免許番号	内共第二十六号	
漁業権者	中津川市栄町7番30号 恵那漁業協同組合	
漁業の名称	あゆ漁業、あまご漁業、にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業、もろこ漁業、 おいかわ漁業、うぐい漁業、あじめどじょう漁業、かじか漁業、よしのぼり漁業	
関係地区	中津川市及び恵那市	
行使制限統数	・あじめ釜	20 統
	・やな	1 統

漁場の位置及び区域

漁業の位置及び区域

基線第十七号から基点第二十九号と基点第三十号とを結ぶ線までの木曾川、沢尻川、中野方川、カ石川、千田川、和田川、柏ヶ根川、阿木川、濁川、横町川、永田川、田違川、定蓮寺川、飯沼川、岩村川、湯壺川、富田川、吉田川、飯羽間川、一色川、野田川、久須田川、寺川、千旦林川、坂本川、一之瀬川、付知川、狩宿川、麦搗川、木積沢川、松島川、長根川、柏原川、横川、山の田川、中津川、四ツ目川、後田川、前川、落合川、湯舟沢川、島田川、牧沢川、外洞川及び川上川並びにそれらの支派川

基線第十七号 恵那市飯地町岩浪地先と瑞浪市大湫町深山地先とに設置された笠置えん堤の下流端の線

基点第二十九号 主要地方道中津川田立線と岐阜県・長野県境との交差点南端

基点第三十号 中津川市山口五番地の一の北東端

